

インターネットを活用した
採用試験を実施



花巻市職員(大卒)を募集します！

【問い合わせ】本館人事課(☎41-3509)

本年度の一般事務職(大卒)の一次試験は、SPI3(総合適性検査)により実施。その後に実施する面接試験を重視して採用を決定します。

SPI3は、多くの民間企業が採用している試験方法。内容は性格検査と基礎力検査で、公務員試験に向けた準備は不要なため誰でも挑戦できます。

また、インターネットを利用して、自宅や学校などのパソコンから受験できるウェブ試験により実施します。花巻市のために働きたいという熱意ある皆さんの応募をお待ちしています。

応募方法

リクナビWEBエントリーシステムから次の手順で手続きを行ってください。

①リクナビWEBエントリーシステム(<https://job.rikunabi.com/2024/company/r790052059/entry/B001/>)にアクセスし、受付期間内にプレエントリー(登録)を行う

②プレエントリー後、花巻市から送信される登録依頼メールを確認し、「エントリーシート(リクナビ

OpenES)」の入力を登録期間内に行う

③登録完了後、SPI3受験案内と受験番号(個人ID)が記載された「受験案内メール」が通知されますので、記載されているURLにアクセスし、受験手続を行う

※郵送や持参による申し込み受け付けは行いません。6月30日までに受験案内メールが届かない場合は、上記問い合わせ先へご連絡をお願いします

プレエントリー受付期間 6月1日(木)～22日(木)

エントリーシート登録期間 6月1日(木)～25日(日)

※詳しくは市ホームページ(https://www.city.hanamaki.iwate.jp/shisei/jinji_saiyo/syokuinsaiyo/1018305.html)をご覧ください



一般事務職(高卒・社会人卒)や専門職の採用試験は8月上旬に募集予定です。詳しくは広報はなまきおよび市ホームページでお知らせします。

■第一次試験(ウェブ試験)

試験区分(職種)	採用予定数	学歴・資格要件	年齢要件	試験日
一般事務職(大卒)	8人程度	大学卒業または令和6年3月31日までに卒業見込みの人	昭和63年4月2日以降に生まれた人	7月3日(月)～18日(火)

第一次試験実施後の予定 ▷第二次試験…第一次試験合格者の面接(ウェブ)▷第三次試験…第二次試験合格者の面接(対面)

※詳細については、合格者に通知します

6月は「鍵掛け実践推進月間」

住宅、自動車、自転車、バイクなどの鍵掛けを習慣に

県内では、鍵を掛けなかったことによる住宅侵入や自動車・自転車盗難などの割合が、依然として高い状況となっています。

昨年、市内では、住宅などの侵入窃盗の認知件数41件のうち28件、自動車・自転車などの盗難認知件数33件のうち28件、車上狙いの認知件数5件全てが無施錠による被害に遭っています。

●鍵の掛け忘れに注意しましょう

玄関や窓を開放する機会が多くなる夏場。鍵の掛

け忘れによる盗難などの増加が懸念されます。泥棒は鍵が掛かっていない窓を探して侵入します。

●短時間、在宅中でも鍵掛けを

ごみ出しや買い物など、短時間の用事や在宅中でも自宅や自動車などの鍵を必ず掛けるようにしましょう。

■問い合わせ ▷防犯協会(☎24-2966)▷新館市民生活総合相談センター(☎41-3550)

ブロック塀等安全確保事業費助成金

ブロック塀の 除去費などを助成しています

避難地や通学路などに面するブロック塀等(※)が地震で倒壊しないよう、耐震診断などの費用の一部を助成します。

※補強コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他組積造による塀

【問い合わせ】新館建築住宅課(☎41-3567)



■事前相談

助成を受けるためには、工事の契約や補助金交付申請をする前に、建築住宅課へ事前の相談が必要です。相談後、市職員がブロック塀等を調査し、補助対象に該当するかを判断します。

■対象となるブロック塀等の主な要件

- 道路または敷地からの高さが原則1.2メートルを超えるもの
- 避難地(指定緊急避難場所および指定避難所)に面するもの
- 通学路(小中学校、幼稚園、認定こども園、保育園に通う児童・生徒が通行する道路)、緊急輸送道路、避難地に安全に到達する道路に面するもの

■補助対象者

次の要件を全て満たすブロック塀等の所有者または管理者

- 前年度の市税などを滞納していないこと
- 既に同補助金の交付を受けていないこと
- [ブロック塀等を共有している場合]共有者が同補助金の交付を受けていないこと
- [ブロック塀等を共有している場合]共有者の同意を受けていること(同意書が必要です)
- 土地の販売を目的とした除却工事でないこと

■補助金額

ブロック塀等の耐震診断、耐震改修、除却、建て替えに要する経費の合計額(※)の3分の2(限度額50万円)

※ブロック塀等の延長1メートル当たり8万円が限度

■補助金申請受付期間

6月12日(月)～令和6年1月5日(金)

※申請は令和6年1月31日(水)までに完了報告できるものに限りです。申請書類など詳しくは新館建築住宅課(☎41-3567)へ

……………既設ブロック塀の安全点検をお願いします……………

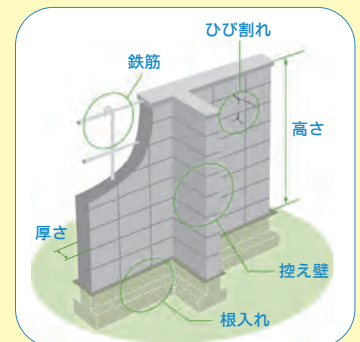
建築基準法の構造基準を満たしていないブロック塀や、老朽化したブロック塀等は、地震時に倒壊し二次被害が発生する危険があります。

ブロック塀の所有者・管理者は、下記の「点検のチェックポイント」を活用し、適正な維持管理に努めましょう。

ブロック塀等の点検のチェックポイント

以下の項目を点検し、一つでも不適合があるブロック塀は危険です。不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談し、改善しましょう。

- 1. 塀の高さが地盤から2.2メートル以下である
- 2. 塀の厚さが10センチメートル以上ある(塀の高さが2.2メートル超2.2メートル以下の場合は厚さが15センチメートル以上ある)
- 3. 塀の高さが1.2メートルを超える場合、塀の長さ3.4メートルごとに塀の高さの5分の1以上突出した控え壁がある
- 4. コンクリートの基礎がある
- 5. 塀に傾き、ひび割れがない
- 6. 塀に鉄筋が入っている(専門家に相談しましょう)
 - 塀の中に直径9ミリメートル以上の鉄筋が、縦横とも80センチメートル以内の間隔で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている
 - 塀の高さが1.2メートルを超える場合、基礎の根入れ深さは30センチメートル以上ある



●組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀のチェック項目は、国土交通省や岩手県、市のホームページをご覧ください

出典:国土交通省ウェブサイト(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockbei.html>)